

大磯町監査公表第3号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求について同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成25年6月19日

大磯町監査委員 仲川 元秋
同 三澤 龍夫

磯監 13 号
平成25年6月18日

請求人 大磯町生沢491

NPO ソーシャルファーム大磯

大磯町西小磯702-3

添田 正直 様

(請求人) 様

(請求人) 様

大磯町監査委員 仲川 元秋
同 三澤 龍夫

大磯町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 30 日付けで提出されました大磯町職員措置請求書について、同条第 4 項の規定に基づき、監査した結果を次のとおり通知します。

第 1 請求の受理

本請求は地方自治法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 4 月 30 日に受理した。

第 2 請求の内容

第 1 請求の要旨

1. 求める措置

請求者は、大磯町長の行う大磯町補助金等交付規則に基づく「石神台団地汚水処理場維持管理費補助金」と称する石神台団地の付属設備である浄化槽の維持管理に対し

1. 公募型補助金として交付された

平成 23 年度の 89 万円（平成 23 年 9 月 20 日全額交付、平成 24 年 5 月 29 日交付確定）

2. 広報での募集から最終審査会まで公募型補助金で進められ、最終審査会で一般補助金に差し替え、交付すると決定された

平成 24 年度の 80 万円（平成 24 年 11 月 19 日全額交付）の補助金の返還を求める。

2. 請求の理由

1 不当な公金支出

石神台団地の所有する浄化槽に対する維持管理費への補助金の支出は、地方自治法の 232 条の 2 項に反し、「公益上の必要」がないにもかかわらず、また、大磯町補助金等交付規則および補助金等に関する基本指針の交付基準および査定基準に適合していないにもかかわらず、交付の採択が決定され支給され

た。

これは違法・不当な公金の支出である。

また費用対効果のない事業に対する公金の支出は、地方財政法4条1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえてこれを支出してはならないと定めている事に反し、違法、不当である。

2 理由

地方自治法232条の2項は「地方公共団体はその公益上必要がある場合において寄付または補助をする事が出来る」と定めている。「公益上必要のある場合」に当たるか否かの判断については地方公共団体の長が、経済、社会的な諸要素や各種の行政施策のあり方等の諸事情を総合的に考慮したうえで、補助金の交付が当該地方公共団体ないしその住民にもたらす利益、効果、その程度、交付される補助金の額がそれに見合うだけの利益をもたらすものか等諸般の事情を勘案し、総合的な判断をする場合においては地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねていると解するのが相当である。他方で、同条文が「公益上」の「必要」を条件とした趣旨は、恣意的な補助金交付によって普通地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される。補助金の交付が税金を財源とする公金の支出であることからすれば、地方公共団体の長および議会の行う公益性の認定は、まったくの自由裁量ではなく、考慮されるべき諸事情に照らして客観的に合理性が存在することが必要であり、

- ①補助事業をすることにより、当該地方公共団体住民の福祉が向上する効果が生じ、しなければ同効果は生じないという関係であること(有効性及び必要性)
- ②補助事業の対象者とそうでないものとの間で公平を失しないこと(公平性)
- ③補助事業が、行政目的に合致すること、即ち当該地方公共団体住民の福祉の向上を目的とすること(合目的性)
- ④補助事業の実施にあたり、手続的な違法がないこと(手続の適法性)
- ⑤当該地方公共団体の財政運営上支障がないこと(財政上の相当性)

等の観点から客観的な合理性が認められない場合には、当該認定は裁量権の逸脱又は濫用として、違法と解すべきである。

また地方財政法4条1項は費用対効果を十分踏まえた補助金支出を求めている。

次に、住民から町長への質問書、総括書及び町長から住民への回答書等の事実証明書 37 点（*1～37）等を基に当該補助金の違法、不当の理由を述べる。

2-1 有効性および必要性

一般家庭の小型浄化槽は、昭和 58 年制定の浄化槽法(環境省)によって浄化槽の所有者に(装置の)保守点検、(処理残渣の)清掃、(水質の)検査の維持管理を自ら、あるいは専門業者に委託することが義務づけられている。しかし、自ら維持管理を行っているとして実際には行わなくても、罰則規定の運用がなく、微生物が主役である装置の薬品管理を含む保守点検と水質の検査は、相応の経費と経験そして専門の知識が必要なことから、実行しない所有者が多数いて、浄化槽がその性能を発揮できず、それが河川の水質の悪化につながっている。

そこでこの現状に鑑み、維持管理費を補助している市町村は、維持管理を専門業者に委託することを条件に補助金を支給し、処理排水水質の向上につなげ、河川の環境保全に寄与している。

一方、501 人槽以上の屎尿施設である当該団地大型浄化槽の維持管理は、イタイタイ病などの、国としての過去の苦い経過を基に、公害を未然に防ぐという観点から、昭和 45 年制定の水質汚濁防止法(環境省)により、排水の水質の規制が必要な 74 類の「特定施設」のひとつとして、病床数 300 以上の病院や下水道終末施設と同様に特別に指定され、立入検査や水質検査、また昭和 58 年の「環境省関係浄化槽法施行規則」では、旧構造の活性汚泥方式というその処理性能の悪さから国家資格を持つ管理技術者による一週間に一回以上の保守点検など、厳しく県から指導監督され、罰則罰金規定も厳格に運用されて、法的にも無過失責任が問われる特に重い管理責任を課されている。

従って、一般家庭の浄化槽とは異なり、補助金の交付は維持管理をする上での支援要因とはならない。

つまり、当該団地大型浄化槽は補助金の交付をしても処理排水の質は向上することはなく、補助金の交付をしなくても処理排水の質が落ちることはない。

従って、当該補助金は大磯町住民の福祉、つまり公共河川の汚濁負荷の低減に対し有効性、必要性はない。

また、町長は費用対効果を踏まえ当該補助金の採択の決定をしたというが、住民がその具体的数値を求めても提示はされず、その提示されない理由の説明もない。

費用は補助交付 2 年間の総額 169 万円、効果は、補助をすることによって生じる河川への汚濁負荷物質の低減はないので「169 万円の投資で利益 0 円」であり費用対効果はまったくない。

2-2 公平性

大磯町においては、501 人槽以上の当該大型浄化槽は、昭和 44 年から建築基準法(国土交通省)で、家庭用小型浄化槽は平成 12 年から浄化槽法で、その新たな設置はそれまでの単独槽ではなく、合併槽であることが義務づけられた。

合併槽とはトイレおよび台所の排水などを共に処理するもので、単独槽とはトイレの排水のみを処理するものである。

平成 24 年度対象の最終審査会のコメントは、当該団地浄化槽に対する維持管理費補助金の交付理由は「法的義務化前に合併槽を設置」したことによる負担の不公平の解消としている。

しかし、2-6(1)で詳述するが、これは事実ではなく「法的義務化後の設置」であった。

平成 12 年、浄化槽法の改正で小型浄化槽も、つまりそれまでの大型浄化槽に加えて、全ての単独浄化槽の新たな設置が禁止となったが、大磯町のその前年の平成 11 年度末に存在した合併浄化槽 205 基の設置の際の義務の有無と補助金の交付の有無の内訳を表す。

人槽数	基数	合併槽の義務の有無	補助金の交付の有無
5～500	195	なし	なし
501 以上	10	有り	○ 4 基有り ○ 6 基なし

* 大磯町排水処理基本計画(平成 16 年)掲載の平塚保健所資料の平成 11 年度末の基数

義務化の前に設置された合併浄化槽 195 基の所有者は補助金を受けていない。

一方、義務であった合併浄化槽 10 基の所有者は、当該石神台団地浄化槽を含む 4 基が補助金を受け、6 基は補助金を受けていない。

このように大磯町は、当該団地浄化槽の設置の際の義務と補助金の関係について事実を誤認している。

現在においては、大磯町の人口の約半数の方が、概ね 1,500 基の当該団地浄化槽と同じ合併浄化槽によって、自らの生活排水を処理している。

その 1,500 基の中には、まさに義務ではない合併浄化槽を設置した住民がいる。

○昭和 54 年制定の大磯町開発指導要綱に従って、義務ではない合併浄化槽を設置した住民および、平成 12 年の浄化槽法の改正によって、単独浄化槽の設置が禁止となる以前から環境保全意識により、義務ではない合併浄化槽を設置した住民、そして禁止の際の切り替え時にメーカー在庫が切れ、やむなく合併浄化槽を設置した住民

○一般の合併浄化槽では、ほとんど除去できない、富栄養化物質、有害物質なども除去できる高額な、公共下水道と同等の、当該団地の浄化槽の倍の性能を持つ、高度処理型合併浄化槽を設置した住民(平成 24 年度末 2 基)

がいずれも維持管理費の補助を何ら受けていない事実を勘案したとき、その建築の 8 年も前から既に義務であった法令通りの合併浄化槽を設置したに過ぎない、年々進歩している設備性能面においても、所詮は 34 年前の、特段優れた性能もない当該浄化槽の所有者が、「義務ではない合併槽を設置した」との虚偽の事実に基づく理由で高額の補助金を受け取ることは、不公平で、平等の原則に反する。

2-3 合目的性

大磯町環境基本条例(平成 12 年)はその第 4 条(町の責務)で

町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減その他必要な措置を構ずるよう努めなければならない。

とした。

町の浄化槽に係る環境基本政策は、生活排水処理基本計画(平成 16 年)であり、大磯町生活排水基本計画検討会設置要綱に基づくその検討会報告書は町長に宛て浄化槽について次のように述べている。

合併処理浄化槽は、適切な維持管理が行われることによりその処理性能が活かされるため、維持管理の重要性についての啓発活動を積極的に行うとともに、維持管理補助制度に取り組んでいる自治体を参考にしながら大磯町独自の維持管理補助制度の創設に取り組むこと。

つまり、河川への排水水質向上のために、効果のない現行の特定の団地の大型

浄化槽に対する維持管理費の補助は止め、条件を満たせば誰でも応募でき、浄化槽の性能が活かされる、効果のある維持管理費補助制度の創設を提言されたのである。

しかしその後8年経過するが実行されず、その実行されない理由として、町長からの回答書では、下水道の普及が遅れている、つまり浄化槽が多いから時期尚早と理論的に矛盾する説明をするが、30年も前からの当該団体に対する補助について“時期尚早”と絡めた説明はされない。

大磯町においては、その人口の半数が浄化槽に頼っている事を勘案したときに、浄化槽の維持管理が適切に行われ、排水が河川の水質向上に結びつくことは、即ち住民の福祉の向上に寄与するものであり、現行の効果のない大型槽への補助に代わり、効果のある浄化槽への補助制度を創設することこそが、生活排水処理基本計画で定められた大磯町の環境政策、即ち行政の目的であり、従って当該補助金は、行政の目的に合致していない。

また、補助金等に関する基本指針では補助金の交付は社会需要や公益性を重視し、公益的な活動意欲のある団体を育成すると述べている。公益活動とは、例えば、安芸高田市の「三矢炭化肥料」のように、浄化槽の廃棄汚泥から肥料を作り、多大なエネルギーを使って焼却処理される汚泥の削減と肥料として大地に戻すなどの事業を一般的にはいう。

当該団地浄化槽の維持管理は、会員は資金を提供するだけで、実質的な活動は何らしておらず、補助金は、単に専門業者に請け負わせている浄化槽の維持管理の費用、つまり団地を運営する上での必要経費の補填に過ぎない。

従って、当該団地補助金は、公益的な活動事業を支援するという目的に合致せず、単なる私的事業に対する補助金の交付であるから違法、不当である。

2-4 手続の違法性

(1) 八百長試合

新たな補助金制度は総務省から通達された2-7で詳述する「新地方行革指針」(平成17年3月)の「補助金等の整理合理化」に沿い、長期の補助による既得権益化を防ぎ、公平性を確保するため補助の終期を明確に3年とし、それを超える際は、より厳しい査定基準を設定した。したがって、3年を超えたら、年を重ねるごとにより厳しく査定基準を適用すべきところ、周期は3年とし、3年に一度の査定基準による審査は、行政の手続上、不当である。

また、平成23年度外部評価委員会は「事業額の減額に対して根拠が不明」と評価、終期3年との矛盾を指摘している。

当該年度2年間、10%の減額、端数切り捨てで確定していて、実は同様の減額は平成15年から、平成18年の新たな補助金制度の創設、適用も関連なく、平成24年まで9年間も続いている。この方法だと平成15年の2,106,000円から補助金の打ち切りまで35年かかる。

募集は毎年行われているのであるから、審査も又毎年行われなくてはならない。しかし、当該補助金については、毎年の審査を標榜してはいるが、結果を見ると実は審査の前から当該団地補助金の採択は、「10%減」で決定、しかも最終審査会のコメントは、公共下水道接続まで支給すると将来の約束までしている。

入学試験に例えると、試験(応募)および採点(審査)は行うが実は合格(採択)は既に決められ、しかも点数(金額)や卒業年度(期間)まで決まっているがごときである。形式的な審査の体裁、手続きは行われているが、実質的な審査、手続きは、何ら実施されていない。

これは特定の団体のみ優遇するもので、他の応募団体はこのことにより不利益を被るのであるから公正ではない。

(2) 唐突な補助金の差し替え

平成24年度対象の最終審査会において、公募型補助金として広報での募集以後、公募型補助金として進められ、直前の外部評価審査会では不採択と評価されたことを覆して採択に変更したのみならず、公募型補助金から外部評価に曝されない一般補助金に差し替えたうえで交付すると決定した。

最終審査会はいくまで公募型補助金の最終審査の場、機関であり、理事者にそのようなことを決める権限はなく、与えられた裁量の範囲を逸脱しており、違法、不当である。また、これに基づき交付した町長も同様である。

(3) 不公表

大磯町は、公表と称し、2年前からインターネットのホームページに公募型補助金対象事業として1ページに全ての団体を掲載、各団体1行で「石神台汚水処理場維持管理事業」と一見公的事業と錯覚するような名称と金額、団体名を、しかし事業の内容は掲載されず、事業の実績報告書に至っては、

情報開示請求制度で、時間をかけ、しかも有料で取得しなければならない。

二宮町は同様の補助金に対し、審査結果を全戸配布の広報で事業名、団体名、金額、事業の内容をしっかりと町民に周知し、事業の終了後には、広報に掲載するのは勿論のこと、公開で活動報告会を開催し、活動結果の公表をしている。

「新地方行革指針」では公表とは、その内容を広く周知することによる透明性の確保、行政の説明責任、補助を受けた団体の町民に対する説明責任としている。このほか、住民の間に同様の活動を広め、さらなる活動を触発するという重要な側面もある。

外部評価委員は「この補助金の存在を知っている団体のみエントリーしている状況は、不公平」と評価している。広く周知すると、他の団体から応募が出たら困るから、或いは、一般家庭浄化槽所有住民からのクレームがつくと困るからだろうと穿った見方もできる。

公募型補助金の基本指針では公表が義務づけられていて、公表をしないことは手続き上、違法、不当である。

(4)虚偽の事実に基づく説明

住民の当該補助金についての苦情申し立てについて、大磯町は一貫して「義務ではない合併浄化槽を設置、当時一般的な一般家庭の単独浄化槽より処理性能に優れていて、維持管理費も嵩むことから補助金を交付している」としてその妥当性を主張してきた。

しかし、平成23年2月に住民は、当該浄化槽は、建築基準法でその設置は昭和44年から既に義務であったことを大磯町に通告し、大磯町の担当課である環境課も確認し承知したのにもかかわらず、同様の虚偽の事実に基づき補助金の交付を決定したことは、不当行為に相当する。

しかも、平成24年度の外部評価委員の評価コメントでは「合併処理浄化槽の設置が義務化された後で設置している所に対しての補助は行っておらず、公平性に欠ける」としており、これは当年度から新任の評価委員に対しても、担当課或いは主管課は「当該浄化槽は義務化前の設置」との虚偽の説明をし、選考において特定の団体を優位に計っている事は明白で、これは不当行為である。

(5)馴れ合いによる支払い

当該2年間のみならず、いつからとは確認できない(町財政課)ほど昔から、補助事業の中間の時点で、概算払いとして全額を、然したる理由もないのにかかわらず、当該団体の求めに応じ、1,830万円(平成23年3月31日)の繰越金を所有する団体に、実績報告書に基づく交付の確定がなされていないのにかかわらず、交付したのは、本来町に入るべき金利分を余分に支給したのと同様で、大磯町に損害を与えた。

これは不法行為である。

2-5 財政上の相当性

大磯町は下水道整備が遅れていて、人口の4割が利用しているにすぎない。

当該団地浄化槽への補助金は累計で5,000万円、他の3団地浄化槽も含めると約一億円もの巨費になるが、河川の水質の向上に何ら貢献してこなかったことは前述した。

もしこの金額が計画より大きく遅延している下水道整備に充てられていたら、下表に示すように、県下でも有数な大磯町の汚濁河川(BOD値で県平均の4倍の汚濁)も改善されているだろうと推察される。

(調査河川数)	実測値平均	環境基準(5 mg/l)達成河川数率 (%)
大磯町(8)	7.05	12.5
神奈川県(37)	1.76	97.3
全国(2,561)	1.30	92.3

*大磯町：環境経済課(平成21年)

*神奈川県、全国：環境省、公共用水域測定結果(平成21年)

従って、下水道の整備事業は大磯町にとって喫緊の課題であることは明白で、費用対効果のない当該事業に多額の補助金を交付する財政上の相当性はまったくない。

2-6 補助金の交付審査基準に対する適合性

町長からの回答書では、公募型補助金最終審査会は、当該団地への補助金の

交付の決定について“政策的な”判断が必要となるので非公開とし、対象事業の採択における評価、そして、評価に必要な資料の収集及び検討を所掌する外部評価委員は、同席することなく、理事者といわれる町長及びその部下が、外部評価委員会の評価は、充分参考にして、公開で実施された外部評価委員会の審査の不採択との判断を採択に変更し、決定したとのことである。

補助金の採択、不採択の決定について、大磯町公募型補助金交付要綱の第5条[公募事業の決定]および大磯町補助金等評価委員会設置要綱の第2条[所掌事務]で

1. 町長は評価委員会の評価を参考に、補助金等交付基準及び補助事業審査基準に基づき審査を行い、採択又は不採択を決定しなければならない。
2. 評価委員会は、対象事業の採択における評価に関する事、そして、評価に必要な資料の収集および検討に関する事を所掌する。

とした。つまり、従前からの行政が全てを決めていた補助制度を改め、総務省「地方行革の推進」に基づく新たな制度は、明確な支給判断基準を定め、その評価については第三者的存在の外部評価委員会が所掌するとしたのである。

町長は外部評価委員会が交付審査基準に基づいて出した評価そして判断を参考に、同じく、交付審査基準に基づいて審査し、採択、不採択を決定しなければならない。とすると、両者で異なる判断が出るはずもない。

となりの平塚市、二宮町にも同様の補助金制度が同時期に創設され、運用されているが、第三者的評価委員会の採否の判断を行政の長が覆したことは一度もない。そもそも、外部評価は総務省「新地方行革指針」で住民が参加し、民意が反映される仕組みづくりの構築を目指し始まった制度である。その住民の意向を無視しておきながら「外部評価委員の意見を充分参考にして、外部評価委員の不採択との評価を採択に変更し」ていると述べる。

この新たな補助金制度の創設の経緯、制度の趣旨からして、町長の採択、不採択の決定においての権限は、自由裁量でないのは明らかであり、その判断、決定は、自らが律した、明確に定められた支給判断基準に沿うものでなければならない。

外部評価委員会は補助金交付基準、補助金査定基準の

- 効果が広く町民に及ぶ
- 特定の団体のみの利益に供することがない

- 補助金交付の事業効果がある
- 総合計画等による町の重要課題として位置づけられている
- 補助申請額を超える剰余金を有しない 等

に合致しないと評価、不採択としたにもかかわらず、その評価委員会の判断を、公開できないという政策的な判断、或いは恣意的な判断で覆すなら、それは裁量権の逸脱或いは濫用であり、違法、不当である。

当該事業は

- 補助金の河川に及ぼす効果はないから町民に利益はない
- 当該団体のみ、即ち、特定の団体の利益を供する
- 費用対効果はなく、単に団地経費の補填、私的事業に対する補助である
- この補助金の存在は町の生活排水処理基本計画に載っていないから重要課題として位置づけられていない
- 補助申請額の 23 倍 1,830 万円もの剰余金を有していて、補助を終了する事業に合致する

ので、評価委員の評価とおおり、補助金交付基準、補助金査定基準に合致していない。

その評価委員会の不採択との評価に対し、最終審査会は

- ①合併浄化槽の法的義務化前の実施に対する補助
- ②負担の不公平に対する補助
- ③町の環境政策としての補助

を挙げ、採択の理由としている。

しかし、これらの理由は次に詳述するように、虚偽の事実に基づく、或いは事実の基礎を欠いた判断であり、従って当該団地への補助金の交付は違法、不当である。

- (1) この浄化槽は昭和 53 年建築なので建築基準法により、大磯町に建築する浄化槽が処理対象人員 2,001 人以上の場合、BOD 除去率 85%以上、放流水の BOD30 mg以下の性能を満たす浄化槽が必要と定められ、国土交通省告示第 1726 号（昭和 44 年～55 年）により、その条件を満たす構造は 6 方式の基準に適合する合併浄化槽と定められていた。

合併槽は、単独槽に比べると処理性能は良く維持管理費用も嵩むことから、「法的義務化前の実施」が事実であれば維持管理補助金の交付は領けるが、実際は「法的義務化後の実施」であった。

建築確認業務は、大磯町ではなく県の所管とはいえ、当該事実を知らなかったという事実は、この補助金開始当初の調査、以降の検証がいかにか杜撰、怠慢であったかの証左であろう。

従って、「法的義務化前の実施に対する補助」との補助理由は虚偽の事実に基づいており、違法、不当である。

(2) 一般家庭の小規模浄化槽と大団地の大規模合併浄化槽の維持管理費は、総額では当然大型浄化槽の方が高額ではあるが、しかし一戸当たり換算すると、科学的に考察しても、スケールメリットで大規模浄化槽の維持管理費は、一般家庭浄化槽の維持管理費より相当安価である事は明白である。

昭和 58 年に浄化槽法が制定されたことにより、当時の法規定通りの一般家庭の単独浄化槽所有者も、維持管理、清掃、法定検査が義務づけられ、相当な高額な負担を強いられた。

下表は浄化槽を所管する環境省のホームページ及び大磯町生活排水処理基本計画（平成 16 年 9 月）に掲載されている数字である。

一戸当たり建設費

項目	環境省ホームページ	備考
一般家庭合併浄化槽	888,000 円	5 人槽
	1,026,000 円	7 人槽
大型合併浄化槽	472,360 円	計画人口 2,860/715 戸 (石神台と同様)

一戸当たり年間維持管理費

項目	環境省ホームページ及び大磯町生活排水処理基本計画	備考
(一般家庭単独浄化槽)	52,000 円・5 人槽 64,800 円・7 人槽	合併槽の 80%として
一般家庭合併浄化槽	65,000 円・5 人槽 81,000 円・7 人槽	
大型合併浄化槽 (石神台団地と同様規模)	22,950 円・5010 人	Y=1.97*X の 0.845 乗 Y:維持管理費(万/年) X:計画人口(2,860/715 戸)

参考；石神台団地実績	21,000 円	平成 21 年度実績
	23,600 円	平成 22 年度実績(修繕費込 ：大磯町提示)
	24,500 円	平成 23 年度実績(修繕費込 ：大磯町提示)

* 環境省「生活排水処理施設の経済比較のための基本緒元」衛環第 82 号等

これによると、建設費、維持管理費共に大型浄化槽が相当安いことは明白である。

資料は、平成 12 年に厚生省、環境省、建設省が共同で各種污水处理施設の建設費、維持管理費等の経済比較を行う際の統一を行った資料である。それまで各省が独自の数字で比較していたものを、総務省が污水处理施設の効率的な整備を目的として行ったもので、あくまで各種装置の建設費、維持管理費の比較、多寡について比較したものである。

これは、5,700 基の合併浄化槽の使用実績を時期(平成 10 年)、地域(1 府 5 県)等同一条件で調査した結果を、統計処理し算出したものである。

したがって、浄化槽の大小規模の経済比較をする際には、現在においてもこの資料に勝る資料はない。

また、比較の際の維持管理費は保守点検費、清掃費用、法定検査費、電気代の合算であると明記してある。

これに反論する形で町長から提示された資料は、大磯町の基本計画である生活排水処理基本計画の資料を使用せずに、宮崎県の某町のホームページや静岡県某工務店の顧客獲得のためのセールストークを引用しているが、共に電気代が漏れている。また設備の新旧で修繕費は大きく変わるので、比較の際の維持管理費には合算しない修繕費が、大磯町の団地の維持管理費には加算されているなど、比較の点において時期、地域性、費用の範囲の整合性のない資料で、かつ意図的に一般家庭の金額を過少に、団地の金額を過大に見積り、これは不法行為に相当する。

では、維持管理費の各項目つまり保守点検費、清掃費、法定検査費、電気代の各項目を精査する。

保守点検は一般家庭浄化槽は 3 回/年/戸と定められている。一方、当該団地の浄化槽は、性能が不安定な旧構造基準の活性汚泥方式なので最も厳しい、週に 1 回以上と定められているがそれでも年間 52 回で、715 戸で割ると 0.07

回/年/戸となり、その差は歴然である。

清掃費は、処理残渣の処分であり、基本的に人数に比例するが、大量になるほど1 m³当たり処理単価は下がるので、大規模浄化槽ほど安価になる。

法定検査費は、一般家庭は5,000円/年/戸であるが、当該団地は33,500円/年/715戸(46円/年/戸)である。

電気代は、一般家庭小型浄化槽の電源は100ボルトであるが、大型浄化槽の場合は200ボルトを電源とし、その単価は約半額である。

つまり各項目とも比較において大規模浄化槽の方が安いのであるから、その合算もまた同様である。

実際に、決算報告書を精査すると、当該浄化槽の一戸当たり年間維持管理費は約21,000円であり、この金額は大磯町の一戸当たり平均公共下水道料金(23,800円)よりも、また、一般家庭単独、合併浄化槽よりも相当安い。また、会費(負担金)は24,000円/年/戸となっていて、昭和59年の請願書提出時の30,000円より安くなっている。これは30,000円だと剰余金が嵩みだし、物価は倍になっているのかかわらず、値下げをしたものと思われる。この金額で、一般家庭は約8,000円支出している修繕費も賄い、かつ平成21年度末から23年度末までの剰余金は1,703万円から1,959万円で推移している。

しかし、町長は、負担の不公平から当該団地浄化槽に補助をしていると主張するが、昭和60年の当該補助金交付当初から今日に至るまで、浄化槽の設置、及び維持管理において高負担を強いられているのは一般家庭浄化槽である。

従って、当該補助金の負担の不公平を理由とする交付の決定は、虚偽の事実に基づく認定であり、違法、不当である。

(3) 町の環境政策であるというからには、環境基本条例に定めた河川環境の負荷の低減が目的であるとすると、実施されてはいないが平成16年排水処理基本計画、つまり当該補助金を廃止し、維持管理補助制度として創設することが浄化槽に関する大磯町の環境政策である。

他にあるのなら、それを提示されたいと要求してもその“環境政策”は提示されないから、ないと推量する。

また、当該浄化槽への補助は環境政策というが、その河川環境の負荷の低減に寄与していないのだから、環境政策とはいえず、当該団体会員のみ利益を供していることからすると、単なる大衆迎合政策である。

従って環境政策に基づく交付との理由は、事実の基礎を欠いている。

2-7 行政改革と当該補助金

総務省「新地方行革指針」（平成 17 年 3 月）で「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が地方公共団体に通達された。補助金については

補助金等の整理合理化

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ② 終期の設定や PDCA サイクルに則った不断の見直し等、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

とされた。

各市町村もちろん大磯町もこの趣旨に基づき、平成 17 年 8 月、行政改革の一環として補助金について

補助の長期化による既得権益化で公平性が失われ、補助行為が目的化して事業効果の検証が曖昧になっている。

と検証し、

社会需要や公益性を重視した新たな補助金交付基準を創設、補助の長期継続による既得権益化の弊害を排するため補助期間の終期を設定、公平性を確保し活動意欲のある団体の育成を図る。

と理念を掲げる「補助金等に関する基本指針」を策定、同年 9 月広報で「補助金制度が変わります」と行革の一環としての新たな補助金制度を、通達によって指示されたとおり公表した。

しかし、当該補助金はこの「既得権益」の検証と理念は明らかに適用されていない。制度は変わったが、中身は同じで何ら変わらず、28 年間も見直しもされずに公益性のない事業、費用対効果のない事業に補助を継続していて、これはまさに、いわゆる「税金のタレ流し」であり総務省「新地方行革指針」の趣旨に明確に違反している。

2-8 議会の関与

町長からの回答書では、「昭和 59 年の請願書を受け議会で採択された事を受け、昭和 60 年から支出していると認識している」と議会の承認を繰り返し主張

する。

それではこの請願書について、「新地方行革指針」に基づき当然なされているはずの「既得権益」に付いての検証の内容についての説明を求めても提示されないから、検証していないと推量する。

また、そもそも公募型および一般補助金の審査基準には「過去の実績」はないのだから交付の理由にはなり得ない。しかし2-2項で述べた平成11年度末における501人槽以上の10基の大型浄化槽の補助金の交付の有無は、請願書の有無と一致するので、議会の当時の承認が交付の大きな根拠となっているのは、紛れもない事実である。

とすると、既得権益化を反省、これを排し、交付の終期を3年とする公募型及び一般補助金の審査基準では、「過去の実績」はむしろ採択においてマイナス要因であるところ、「過去の実績を認識し」と交付の理由にしており、これはまさしく恣意的判断である。

その請願書の内容を検証する。

<1>5名の紹介議員と石神台団地の全330世帯の請願書の署名

○当該浄化槽は、当初より、715世帯(5,010人槽)用の規模である。したがって、この請願書提出時には、大きな器の浄化槽を半数に満たない世帯数で管理していたことになる。とすると、電気代、保守管理費、検査費は固定費なので戸数に関わらず同じであり、維持費は戸当たりで換算すると当然嵩む。しかし、これは団地の都合、販売会社の都合であり、公金で補填することではない。

<2>大磯町開発指導要綱

○あたかも町の厳しい排水基準を満たすために性能のよい浄化槽を設置したかのように表現しているが、当該浄化槽は、昭和53年建築であり、当該要綱は昭和54年制定なので関連はない。

この要綱制定後、これに従って、義務ではない合併浄化槽を設置した方に、補助金は支給されていない。つまり、大磯町が主張する「法的義務ではない合併浄化槽の設置に対する補助」は実は、何ら行われていない。

〈3〉当初の費用は 15 万円を支出

○一般家庭の当時の単独浄化槽の本体と設置工事の当初の費用は、40 万円程度とされていた。一方、当該浄化槽は、各 15 万円としているのでこれよりも相当安い。

建設当時の国土交通省の基準となっていた 6 種の構造のうち最も安価な活性汚泥法式を採用したこと、山のふもとの浄化槽への汚水の移送は、ほとんどポンプを使用することなく、自然落下で行われ、処理水の排水は隣接している河川に行っていて、この地勢的に恵まれた環境が初期設置費用を大きく削減した。

この浄化槽の初期設置費用は戸当たりで換算すると、日本で最も安価な設備のひとつであろう。

〈4〉投資行政(下水道整備事業)の遅れのため、住民が自らの負担において汚水処理の管理運営を余儀なくされている実情―町への移管と補助金交付

○団地住民は、行政は何でもして呉れるかのように勘違いをしている。だから自らの住居を建てるための建築確認申請を提出するのに必要だった浄化槽、しかも 6 年も使用した中古品の町への移管、さもなくば補助金交付などという発想が出るのであろう。

大磯町も下水道整備の遅れから負担の公平化を図るといふなら、他の自治体のように特定の浄化槽だけでなく、未整備地区全てに均しく施すべきであった。

もっともその対象を誤っては最低、最悪ではあるが。

そもそも建築基準法は第 31 条で「便所の汚水を公共下水道以外に放流する場合、衛生上支障のない構造の屎尿浄化槽を設けなければならない」としている。

団地住民は、水洗トイレ、洗濯等の自らの汚水を公共河川に排出するのであるから、受益者負担の原則によって、浄化槽の維持管理をし、処理し排水することは当然で、法によっても定められている国民が等しく負っている責務である。

現在においても、他の単独・合併浄化槽使用住民は、すべて何らの補助も受けず、当該団地浄化槽よりもはるかに大きい自らの負担で、汚水処理の維持管理をしている。

従って、当該補助金の妥当性は、その当時から今日に至るまでまったくない。

〈5〉 維持管理費が年間 30,000 円の負担に増額

○当初の 20,400 円より 9,600 円増えて年間 30,000 円になり、負担が大幅に増えたことを強調している。

このことについての検証を行い、当時の一般家庭の浄化槽と当該団地浄化槽の維持管理費を比較する。

この当時の戸数は 330 であるから総額は $330 \times 30,000 \text{ 円} = 9,900,000 \text{ 円}$ である。

1. 修繕費は、最初は当然ゼロであったが 6 年経過し、それなりに増えた。その額は、初期投資額つまり設備の仕様グレードに左右され、いわゆるトレードオフの法則による。例えば配管に鉄管を使うなど初期費用が安ければ修繕費は高くつくし、逆にステンレスを使うなど高ければ修繕費は安くすむ。一般家庭の修繕費は、ブローア約 30,000 円が 5 年で交換(6,000 円/年)、他の部品交換と併せて年間の修繕費が 8,000 円程度である。当該浄化槽建築 31 年後の平成 21 年度修繕費は約 500 万円 (7,000 円/戸) であるから、建築後 6 年では修繕費の指数曲線から推測して約 50 万円と推定される。
2. 電気代は、請願書提出の昭和 59 年頃は、東京電力の最高値の時代で現在より、また当該浄化槽建設時より約 40% 高い。電気代は使用戸数に左右されないので平成 21 年度が約 3,400,000 円であるから 40% 増しで約 4,760,000 円と推定される。
3. 検査費用は 30,000 円とした。
4. 残額の 4,610,000 円が清掃費と保守点検費である。これは共に物価変動があるがその違いは、清掃費は戸数に概ね比例するが、保守点検費は固定費、つまり、戸数には左右されない金額である。現在(平成 21 年度)のこの費用の割合は清掃費 47(5,500,000 円) : 保守点検費 53(6,160,000) である。しかし当時は戸数が半数以下であり、これを勘案すると清掃費 22 : 保守点検費 53 となる。これを金額に換算すると残額の 4,610,000 円は 1,352,266 円の清掃費と 3,257,734 円の保守点検費に分けられる。

これを表にまとめ試算する。

項目	昭和 59 年維持管理費(円)	一戸当たり維持管理費(円/戸)
保守点検	3,257,734	／715=4,556
清掃	1,352,266	／330=4,097
電気	4,760,000	／715=6,657
検査	30,000	／715=41
修繕	(500,000)	(／715=699)
計	9,900,000	15,351

当時の物価に合わせるため、清掃費と保守点検費の物価変動率を算出する。

項目	平成 21 年	昭和 59 年	率(%)
保守点検	6,160,000	3,257,734	52.9
清掃	5,500,000	2,929,909(715 戸に換算)	53.3
電気	3,400,000	4,760,000	140.0

当時に置き換え、一般家庭単独浄化槽と当該浄化槽の維持管理費の比較を行う。

項目	現在の一般家庭単独浄化槽(円/戸) A	A に物価変動加味	昭和 59 年(円/戸)
保守点検	15,000	×0.529	7,932
清掃	22,000	×0.533	11,719
電気	10,000	×1.400	14,000
検査	5,000	×0.800	4,000
計	52,000		37,651

次に昭和 59 年時と平成 21 年時の維持管理費を算出し比較する。

項目	昭和 59 年(円/戸)	平成 21 年(円/戸)
一般家庭単独浄化槽	37,651	52,000
当該団地浄化槽	15,351(上記の 40.8%)	21,000(上記の 40.4%)

昭和 59 年と平成 21 年の一般家庭単独浄化槽と当該団地浄化槽の金額の比率はほぼ同じであり、妥当な金額と思われる。

以上の結論として、請願書提出時の一般家庭単独浄化槽の維持管理費 37,651 円と推測される。これに対し、当該浄化槽の維持管理費は、請願書では 30,000 円としているが、比較の対象ではない修繕費を引き、戸数を 715 戸に換算し、物価変動率を乗じると概ね一般家庭単独浄化槽の 4 割の 15,351 円と試算される。

したがって、比較の点において当該団地浄化槽の維持管理費は、相当安い負担であり、負担の公平面からすると、むしろ家庭用小型浄化槽に補助しなければならなかった。

<6>2次3次処理を施し

○あたかも、3次処理までしている優れた処理を行っているかのように記しているが、定められた前処理、本処理、後処理のことであり、構造基準とおりで、特段優れている事はない。むしろ逆で、旧構造の処理方式の中で当該浄化槽と同じ活性汚泥方式は性能ムラが大きく、2年後(昭和59年)の新構造基準では基本的に廃止され、水槽体積の増加や処理ステージの追加を余儀なくされた。この性能の詳細については、当時の書籍「NHK ブックス[都市の水循環]」でも明らかにされている。

従ってこの請願書が出された時は、既にその性能の悪さから、設置が禁止となった浄化槽の構造だった。

<7>長谷川の汚濁防止に協力

○当該団地浄化槽等一般的な合併浄化槽は BOD 対応型浄化槽といい、BOD はほとんど除去するが、窒素やリンなどいわゆる富栄養化物質と有害物質はほとんど除去できず、高度処理型合併浄化槽に比べると半減の除去率、処理能力である。

つまり性能に応じた相応の汚濁は、確実に流出しており、実際にどの程度の汚濁が当該浄化槽から長谷川に流出しているかを分析、算出し検証する。

数値は平成 23 年 10 月、神奈川県内の当該石神台団地浄化槽立ち入り検査時の数値データおよび国立環境研究所の資料を基に、BOD、COD、全窒素(T-N)、全リン(T-P)の各汚濁の流出濃度、流出総量を求める。

項目(原水濃度(mg/ℓ))	排水中の濃度(mg/ℓ)	環境の基準(mg/ℓ)	対基準値(倍)
BOD (180)	3.3	5.0	0.7
COD (92)	7.3	8.0	0.9
T-N (36)	26.0	1.0	26.0
T-P (4)	2.5	0.1	25.0

BOD、CODはそれなりに除去されているが、T-N、T-Pはほとんど除去されていない。

汚濁の検証をする際には汚濁総量が重要である。汚濁総量とは濃度(mg/ℓ)と排水量の積(汚濁×排水量)であり、汚濁の絶対量のことである。

10 mg/ℓの濃度の処理水が10リットル排水されるのと、1 mg/ℓの低濃度の処理水でも100リットル排水されると汚濁総量は同じになる。

長谷川は小さな川で、河川を持つ植物、生物による自浄能力は限られており、汚濁総量が大きいと、この植物、生物の生態系そのものが死滅し、自浄作用も失われるので汚濁総量は重要な数値である。

当該団地浄化槽の排水量は、県の立ち入り検査時の資料から686 m³(686,000 ℓ)/日なので、これに乗じ、総量を算出する。

項目	排水中の濃度(mg/ℓ)	(×686,000) mg	汚濁総量・kg換算/日
BOD	3.3	2,263,800	2.2
COD	7.3	5,007,800	5.0
T-N	26.0	17,836,000	17.8
T-P	2.5	1,715,000	1.7

約27 kgの汚濁物質が毎日686 m³という莫大な量に含まれ、川幅2メートル、深さ10センチメートルの極めて流量の少ない長谷川に流されている事になる。

家庭園芸で使われる化成肥料20 kgの肥料成分は、20%で4 kgであるから、その20 kg肥料7袋が毎日流されているのと同じである。

スーパーヤオマサの前を流れる長谷川は、現在においても鳴立川に次いで汚濁はひどく、環境基準は満たしておらず、夏は時として異臭が漂い、当時は勿論のこと、現在もとてもこの団地浄化槽が長谷川の“汚濁防止”に協力していると

は言い難く、むしろ、“汚濁の元凶”の一つではないか。この汚濁濃度 $39 \text{ mg/l (ppm)} \times \text{排水量 } 686 \text{ m}^3 = \text{汚濁総量 } 27 \text{ kg}$ からは、そう推測される。

〈8〉 町が浄化槽を引き取り、町の全責任において管理運営がなされ

○家屋が分散する農業集落の場合、汚水を集約する大形浄化槽を自治体が企画し、初期設置費用の一部を国と自治体が補助金として負担し建設した場合でも、その後の維持管理費は、法に則り基本的に住民が当然負担する。

建築基準法に則り、住宅の付属設備として民間不動産業者が営利を目的として建設した浄化槽を自治体が引き取り、管理運営をすることは、基本的に、ましてや維持管理費が嵩むようになったからとの理由では、法的にはまったくあり得ない。

具体的な自治体名が記述されていない事から推察すると、勝手な憶測或いは捏造である。

議会は、この公益的な要素のない、損害を装った欺瞞に満ちた請願書を精査することなく承認し、その後も町長と同様現実を直視することなく、何らの検証もせず、議会で討議することもなく、徒に前例に依拠し、28年間の長期に渡り追認し続けてきた。

平成24年2月には、住民から町長及び町会議員に対しその違法性、不当性について指摘を受けても町長と同様に何ら調査することなく、漫然と当該補助金を継続した。

当時の議会と行政の長が行った当該団地浄化槽への交付の認定および、その後の今日に至るまで議会と行政の長が認定し続けた対応は、考慮すべき事情を考慮せず、考慮すべきでない事情を考慮した結果であり、違法、不当である。

2-9 浄化槽の維持管理費用に対する補助を行っている他の市町村の現状

環境省のホームページには維持管理費に対する補助を実施している全国176自治体の詳細が掲載されている。大磯町は公表していないからそれに載っていない。

県内の6市町村の補助の対象は主に家庭用小型合併浄化槽であるが、2市は排水処理性能の劣る単独浄化槽も対象にしている。処理能力は落ちる単独浄化槽といえども、設置当時の法に則り設置されており、下水道整備地区との負担の格差の解消を目的としている。

隣の平塚市の場合は、市街化調整区域で将来にわたって下水道計画のない区域の、家庭用小型合併浄化槽と条件を付け、これに合致している浄化槽所有者が応募し維持管理費の実費の半額を補助され、下水道整備区域との負担の格差が解消されている。

全国的に検索しても、経済的に高負担を強いられている10人槽までの小型合併・単独浄化槽が対象であり、大磯町のように大型浄化槽のみに対する補助は当然ない。

当該団地浄化槽と同じく水質汚濁防止法の適用を受ける501人槽以上の合併浄化槽は全国に約5,130基(平成21年環境省)あるが維持管理費の補助を受けているのは一律交付の7市町だけであり、その金額は5,000～35,000円である。

これを勘案すると、大磯町の当該団地浄化槽に対する補助額は、とてつもなくけた外れの法外な金額といえる。

また、大磯町は、当該団地大型浄化槽と家庭用小型浄化槽との負担の格差是正の目的と称し、負担の大きい小型浄化槽にではなく、逆に大型浄化槽に補助金を交付している。従って、当該補助金は、虚偽の事実に基づき交付しているのみならず、平等原則を逸脱し、社会通念上も著しく妥当性を欠く。

2-10 団地の開発、浄化槽の設置と補助金

平成23年外部評価委員は「町が補助する内容ではない。町の施設でないのに補助を実施している事に対する説明がない。」と直言している。それは詳細を知った住民の率直な感想である。

当該団地開発と付属の浄化槽の設置の経緯について詳細に述べ、補助金の交付は評価委員の評価とおりに必要はないことを示す。

この団地は、昭和50年代日本全体のインフラ整備が整っておらず、水洗トイレが宅地販売の謳い文句になる時代、某不動産会社が、山の斜面の半分を造成し約715の宅地を分譲、販売する大規模開発を行ってできた団地で、大磯町24自治会のうちのひとつを成し、大磯町人口の約6%が居住する最大の団地である。

会社は付属施設として、当時近隣にスーパーマーケットがなく日用品の買い物に不便だったので、関連会社のスーパーマーケットと全戸数用の大形浄化槽を法令に則り合併槽で建築した。共に宅地の付加価値を高め、販売価格の増大が目的である。

当時は住宅の建築に際し、一般家庭においては水洗トイレを設置するならば、単独浄化槽の設置が義務づけられ、本体および設置工事で概ね40万円程度の負担が

必要であった。しかし山のふもとの最も低い土地に全戸用の大型合併浄化槽を設置すれば、全戸から浄化槽への汚水の流入は、ポンプをほとんど必要とせずに自然落下で可能で、処理水の排水は隣接の河川に容易にでき、約 180 坪の浄化槽設置用地の負担をしても相当安く設置できたと推測される。

請願書によると、浄化槽の当初の負担は各戸 15 万円総額 1.07 億円である。

前述した平成 12 年の国の調査「経済比較のための基本諸元」では同規模の建設費は 3.38 億円としているが、当時の物価は概ね半額なので約 1.69 億円と推定され、約 1 / 3 安く設置できた。

もし全戸が家庭用浄化槽を設置したとすると、地勢は何のメリットにもならないから 40 万円が 715 戸で 2.86 億円となり、その差額の 1.79 億円が付加価値分として会社の利益になったと推定される。

こうして水洗トイレが可能で、しかも浄化槽設置の不要な宅地として付加価値を高め、販売価格を増大させたのである。

当該団地は宅地面積は大きく高級住宅地といわれている。

さて、浄化槽は昭和 53 年の建築である。わずか 2 年後の昭和 55 年からは、いわゆる新構造基準の性能の大幅に改良された浄化槽が義務づけられるが、その直前のいわゆる旧構造基準である。処理方式は、基準を満たす 6 方式の中で、最も単純な水槽の中身が空であるがゆえに最も安価な活性汚泥方式であった。この方式は、水槽中の水中微生物に空気を供給(ばっ気)して沈殿する汚物(汚泥)を回収する方式であるが、エネルギー多消費で性能ムラが大きく、非常に繊細な管理が必要である。

会社が浄化槽を設計するにあたり、初期設置コストを抑え、その後の維持管理費が嵩むのは止むを得ないとするか、初期設置コストを充分掛け、維持管理費を抑えるかは、宅地の分譲販売という形態を勘案すると、当然前者であろう。

実際、最も安価な設備である活性汚泥方式を採用したものの、築後 5 年後の昭和 58 年の「環境省関係浄化槽法」では、水槽の中に微生物の付着礫が詰めてある、高額ではあるが安定した性能の散水ろ床方式であれば 2 週間に 1 回以上のところ、最も頻繁な管理である 1 週間に 1 回以上、つまり倍の頻度での管理を義務付けられることになり、保守点検費が大幅に嵩むことになる。また、多量の空気をブローで送り込む電気多消費方式であることから、建築直後の昭和 55 年の石油危機で電気代は、設置当初より約 4 割も増額、高騰した。

そこで町へ支援を請願したのであるが、国民は環境保全も、電気代にしても等し

く負担を受け入れる他なかったのであり、特定の住民だけに、それも利益を先取りしたが故に維持管理費が嵩むようになった(それでも一般家庭浄化槽に比べれば相当安い)浄化槽に、それを公金で補う理由はなく、補助の必要はなかった。

請願書の内容を精査することなく、バラマキ政策と揶揄される当該補助金を、その後も何ら検証することなく継続した行政と議会の不作為は、その後の累計 5,000 万円もの大磯町にとっての損失となり、その損失は今も続いている。

2-11 一般補助金化

平成 24 年度対象の理事者会はそのコメントで、昭和 60 年から 21 年間という長期間補助金の交付を受け、平成 18 年度からは公募型補助金として原則の 3 年間で越え 6 年間交付を受けた当該補助金を、当年から一般補助金として交付するとした。

平成 18 年度からの新たな補助金制度は 2-7 で詳述したように行政改革の一環として既得権益を排する目的で、それまでの補助金制度は廃止し、新たに創設された制度である。その大磯町補助金等交付規則によると、公募型補助金は、公募が妥当であるとする 10 の事業に、一般補助金は、公募することが妥当でないとする、生活支援事業、利子事業、その他の政策上、実施をすることが必要と判断される事業の 3 事業に区分されている。

当該補助金は、公募が妥当な事業の自然環境事業の環境保全に該当するとして補助されてきたが、実はそうではなく、公募が妥当ではない、その他の政策的に必要な事業であるから移行するとその最終審査会のコメントで述べている。

補助金の財源が税金であることを鑑みると、単に移行するだけでは済まされず、補助の事由、区分が異なっていたことは重大であるのにもかかわらず、誤ったことに対する原因の究明(Check)、対策(Action)は示されていない。

理事者コメントは、移行することを周知徹底しと述べているが、一住民として何ら目にしていない。いったい誰に対して、どのような形で周知徹底したのであろうか。

これは大磯町自治基本条例 19 条 1 の町政運営における「透明性の向上」の理念にも反する。

また、公募型補助金も一般補助金も大磯町が自ら定めた審査基準は同じであり、したがって、公募型補助金と同様の理由によって当該補助金は、一般補助金に移行しても、その交付の違法、不当性は変わらない

また、本請求書の 2-1 有効性及び必要性、2-3 合目的性、2-5 財政上の相

当性、2-6(3)の各項目で詳述したように、一般補助金としての要件である「政策的に必要な事業」ではない。

以上、これらを勘案すると、当該団体に補助金を交付するうえで、考慮されるべき諸事情に照らして客観的な合理性はなく、補助金を交付するのは、違法、不当である。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(以上、原文のまま掲載)

第3 請求人から提出された事実証明書

- 第1号証 大磯町補助金等に関する基本指針
- 第2号証 大磯町公募型補助金交付要綱
- 第3号証 大磯町補助金等評価委員会設置要綱
- 第4号証 浄化槽法（抜粋）
- 第5号証 水質汚濁防止法（抜粋）
- 第6号証 水質汚濁防止法に規定する特定施設
- 第7号証 環境省関係浄化槽法施行規則（抜粋）
- 第8号証 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（総務省）
- 第9号証 建築基準法（抜粋）
- 第10号証 大磯町開発指導要綱（抜粋）
- 第11号証 大磯町生活排水処理基本計画（抜粋）
- 第12号証 大磯町生活排水処理基本計画検討会設置要綱及び報告書（抜粋）
- 第13号証 環境省：生活排水処理施設の経済比較のための基本諸元
- 第14号証 環境省：維持管理費用に対する補助を行っている市町村の現状
- 第15号証 大磯町広報平成17年9月号（抜粋）：町補助制度の紹介
- 第16号証 平成23年度及び24年度公募型補助金審査結果
- 第17号証 平成24年10月22日 町長への質問書
- 第18号証 平成24年12月14日 町長からの回答書
- 第19号証 平成24年12月21日 町長への再質問書

- 第 20 号証 平成 25 年 2 月 8 日 町長からの回答書
- 第 21 号証 平成 25 年 3 月 7 日 町長への総括書
- 第 22 号証 平成 23 年 2 月 21 日 大磯町環境経済課への通告および返答
- 第 23 号証 平成 24 年 2 月 27 日 申立書(町長、議員宛て)
- 第 24 号証 昭和 59 年 8 月 15 日 石神台団地請願書
- 第 25 号証 NHK ブックス「都市の水循環」(抜粋：昭和 57 年 12 月 20 日発行)
- 第 26 号証 国土交通省告示第 1726 号：旧構造、新構造、建築基準法(抜粋)
- 第 27 号証 岩手県環境衛生課：し尿浄化槽の新構造基準の運用について(抜粋)
- 第 28 号証 平塚市土木総務課：合併処理浄化槽の補助金について
- 第 29 号証 安芸高田市：「『三矢炭化肥料』をご利用ください」資料
- 第 30 号証 電気料金推移表
- 第 31 号証 大磯町長から提示された一般家庭浄化槽維持管理費証拠資料(静岡県、宮崎県)
- 第 32 号証 神奈川県：平成 23 年 10 月 6 日石神台団地浄化槽水質調査報告書
- 第 33 号証 国立環境研究所：水環境の健全化のための生活排水の高度処理にかかる資料
- 第 34 号証 大磯町広報平成 23 年 6 月号(抜粋)：河川の環境調査
- 第 35 号証 大磯町環境基本条例
- 第 36 号証 平成 22 年 4 月 27 日 石神台団地浄化槽実績報告書
- 第 37 号証 大磯町補助金等交付規則

第 4 陳述

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 25 年 6 月 7 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出の希望があったが、その内容が本請求の要旨を補足するものではなく、新たな調査の依頼や請求理由の追加であったため、参考資料として受理した。なお、陳述として、請求内容についての補足説明があった。

その際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、政策総務部財政課と建設経済部環境美化センターの職員が立ち会った。請求人の陳述後、職員に対し、意見を述べる機会を与えたが、職員からの意見はなかった。

2 関係職員等の陳述

平成 25 年 6 月 7 日に政策総務部財政課と建設経済部環境美化センターの職員に陳述の機会を与えたところ、本請求に対しての、担当としての意見等を述べた。

その際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人が立ち会った。職員の陳述後、請求人に対し、意見を述べる機会を与えたところ、職員の陳述内容に対しての疑問点や、改めて本件補助金の交付が違法、不当である旨を述べた。

第 5 監査対象事項

請求人からの請求の要旨、事実を証する書面、さらに陳述に基づき、請求の内容から判断して、監査対象事項は次の 2 点とした。

- (1) 公募型補助金である、平成 23 年度の石神台団地汚水処理場維持管理費補助金 89 万円の交付は、有効性、必要性、公平性、合目的性、手続きの適法性及び財政上の相当性という観点で、客観的な合理性が認められず、公益上の必要がないので、違法、不当であり、返還を求めるべきである。
- (2) 平成 24 年度分の本件補助金を公募型から一般補助金に移行したことは、その経過において、公募型としていたことが誤りであったことの原因の究明、対策が示されておらず、また、その移行についての周知徹底がなされていないので、違法、不当である。

上記の(1)については、本件補助金の支出が違法、不当であるという主張で、地方自治法第 242 条第 1 項の住民監査請求の要件とする財務上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかを調査するため、監査対象とした。

上記の(2)については、地方自治法第 242 条第 1 項の住民監査請求の要件とする財務上の行為に当たらないので監査対象から除いた。

第 6 監査委員の判断

本件監査請求には、理由がないものと判断する。

(理由)

請求人は、本監査請求において、公募型補助金として交付された平成 23 年度の「石神台団地汚水処理場維持管理費補助金」89 万円は違法、不当な支出であるとしている。

さらに、請求人は、平成 24 年度に交付された同補助金についても、当初公募型補助金として審査されていたものが、最終審査会で一般補助金に差し替えられ、交付されたことは、違法、不当であるとしている。

ところで、請求人は、平成 22 年 6 月 15 日に受理された大磯町職員措置請求書においても、大磯町補助金等交付規則に基づく公募型補助金として、石神台自治会を含む 3 団体の団地汚水処理場維持管理事業に伴う補助金交付について、交付行為の停止、差止め、又は交付決定の取消しを求めている。この監査請求については、平成 22 年 8 月 12 日、請求人の請求には理由がないものとして棄却したところである。

その後、請求人を原告とする訴訟が起こされ、平成 22 年（行ウ）第 59 号公金支出金返還等請求事件として、横浜地方裁判所において審議されたが、平成 24 年 6 月 20 日原告の請求をいずれも棄却する判決が下された。

平成 23 年度の本件補助金 89 万円の交付は、平成 21 年度及び平成 22 年度のそれとは交付対象年度が異なるだけで、その補助金交付の主旨は変わっておらず、違法性、不当性がないことは、先述した平成 22 年 8 月 12 日の監査結果並びに平成 24 年 6 月 20 日の横浜地方裁判所の判決からも明らかである。したがって、平成 23 年度分の交付が違法、不当であるという請求者の主張には、理由がないものと判断する。

以 上